

### 3 波崎海岸土砂等撤去業務委託仕様書

1 業務名 3 波崎海岸土砂等撤去業務委託

2 場 所 神栖市 波崎 地内

3 委託期間 契約締結の翌日から令和4年3月4日まで

4 業務内容

土砂撤去及び砂防ネット撤去業務（6月実施）N=1回

土砂撤去業務（委託期間内に2回実施）N=2回

#### （1）初回の実施内容

掘削積込 V=2,500m<sup>3</sup>（人力併用掘削を含む。）

敷均工 V=2,500m<sup>3</sup>

運搬工 V=2,500m<sup>3</sup>

砂防ネットの撤去工 L=272m

撤去及び敷均しの範囲については、別紙図面のとおり

撤去したネットについては、適切に処分すること。

砂防ネットの単管パイプについては、市の指定の場所に置くこと。

#### ※初回実施時の注意事項

海水浴場開設に係る業務の実施に伴い、概ね令和3年6月18日までに終了すること。

#### （2）2～3回目の実施内容

掘削積込 V=400m<sup>3</sup>×2回=800m<sup>3</sup>（人力併用掘削を含む。）

運搬工 V=400m<sup>3</sup>×2回=800m<sup>3</sup>

土砂撤去の範囲については、別紙図面のとおり

土砂の運搬先については、市の指定する場所（海岸内）に運搬するものとする。

なお、実施日については、土砂の堆積状況により、市と事前に協議を行い、委託期間内に2回行うものとする。

## 5 処分証明

処分施設の搬入状況の写真と伝票等（マニフェストのコピー等）を添付すること。

## 6 報告書

業務完了報告書として、数量計算書（出来高数量総括表を添付すること。）を作成し、添付すること。

写真管理は、1回毎に着手前、作業中、完了を1組とする。

## 7 中間検査

1回目の業務完了後に1回目の報告書を提出し、市の中間検査を受けること。  
(6月下旬)

## 8 完了検査

3回目の業務完了後に完了報告書を提出し、市の完了検査を受ける。

## 9 支払方法

業務完了後、一括払いとする。

## 10 その他

工事の実施の際には、安全管理を徹底し、波崎海岸及びサンサンパークの利用客に注意して、実施すること。

施設等の設備やフェンス等を破損した場合は、受託者の負担で復旧すること。